

市長の政治姿勢について

国の2011年度予算案について伺います。

管内閣の予算案は、社会保障の財源が必要とい
いながら、大企業と大資産家に2兆円規模の減税
をばらまく一方、社会保障と暮らし関連の予算は
切り捨てるものとなっています。

社会保障分野では、自然増は認めたものの、そ
れ以外の国民生活にかかわる補助金、負担金は前
年度に引き続き大幅な削減です。

子育て・保育分野では、前年度からの増額分の
ほとんどが子ども手当の上積み分であり、安心し
て子育てできる社会を、との国民の願いからは、
きわめて不十分なものとなっています。

管政権は、「雇用を機軸とした経済成長を推進す
る」として、法人税減税をテコに、積極的な投資
や、雇用拡大をはかる、としたのに対し、日本経
団連会長は、法人税減税をしたからといって、雇
用拡大のような話は「困る」と述べました。

それにもかかわらず、大企業減税を実行、一方、
雇用対策予算は前年度比715億円の減額です。

中小企業対策予算について民主党は、「3倍増」
を公約していましたが、史上最低水準の予算額に
とどめています。

教育・文化関係の予算は、前年度比 778 億円、
1.8% もの減額です。

地方自治体が、住民のくらし、福祉教育、雇用
や中小企業支援など、みずからの責務をはたすう
えで、新年度予算案はまったく不十分なものとな
っています。

福山市が政府に対し、以下の抜本的な予算組み
替えを求めるべきではありませんか。

- ①雇用の確保・安定のための「総合的な賃上げ
政策」の実行、
- ②社会保障制度の改悪をやめ、削減から拡充へ
の転換、
- ③TPP参加をやめ、食料自給率の向上、農林
漁業の再生、「食料主権」を尊重した貿易ルー
ルの確立、
- ④中小企業・地場産業・商店街支援で地域経済
の活性化、
- ⑤大企業・大資産家優遇税制をやめるとともに、
軍事費やムダな大規模開発にメスを入れ、緊
急に約 3 兆円の財源を確保すること

以上についての、ご所見をお示しくください。

福山市労組職員給与訴訟 判決について

この度、福山市労組役員給与に関する訴訟について、最高裁第1法廷は上告を棄却し、市長の敗訴が決定しました。

判決によると、「自治体改革推進委員会」「厚生事業委員会」「安全衛生委員会」の3委員会に所属していた労組役員8人が職務専念義務免除を受けながら、市から給与を受けていた問題で、

「8人の活動は専ら市職労の業務であり公務には当たらない」「給与を支払ったことは違法だ」と指摘しています。

市長は今回の判決を真摯に受け止め、市民に謝罪し、組合役員8名に対し、**3619万6145円**の給与返還を命じることを求めるものです。ご所見をお示しくください。

このような事態が、少なくとも昭和**50**年代から職務専念義務免除を解除した**2005**年7月まで連続と続いていたことは明らかです。

この間の労組役員への税金支出について、どのように認識しているのか、また、この間の給与の返還について、どのように対処しようとしているのか、ご所見をお示しくください。

また、**2005**年**7**月、市は**3**委員会を「自治体改革推進会議」に改組し、職務専念義務免除を解除しましたが、自治体の管理運営事項を、組合役員と協議して決めるという内容は従前と変わりません。

これは、高裁判決が「法治主義に基づく行政の本質に反する」と指摘した自治体の根本的なあり方に抵触するものであり、同時に市職員の労働団結権を侵害するものでもあります。

この機に自治体改革推進会議を解消することを強く求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

医療福祉行政について

介護保険制度について伺います。

厚生労働省が、今国会に提出予定の、介護保険法改定案に盛り込む方向で具体化を進めている「予防給付と生活支援サービスの総合化」の概要が明らかになりました。

それは、市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にし、ボランティア任せの安上がりな保険外サービスに置き換え、給付費を削減できる仕組みになっています。

厚労省によれば、要介護認定で「非該当」と判定された人も「要支援」と判定された人も使える「総合サービス」を新設し、見守りや配食などを行います。それらは保険外サービスとして実施されている地域支援事業に組み込まれます。

現行の要支援者への保険サービスは、全国一律基準があり、サービス内容、労働者の資格や配置人数、事業者への報酬と利用料が決まっていますが、新たな「総合サービス」は「市町村の判断で柔軟な対応ができる仕組み」となります。

厚労省は「非公式なもの」の活用を強調しており、専門教育を受けていない有償ボランティアや、自治会などが担う、安上がりのサービスとなる一方、サービス利用者の負担は保険サービスより高くなる可能性があります。

「総合サービス」を導入するかどうかは、市町村の判断で、市町村が「総合サービス」を導入した場合、要支援者は従来通りの保険サービスか「総合サービス」かのどちらかを利用します。

どちらを利用するかは、1人ずつ、保険者である市町村や地域包括支援センターが判断します。

地域包括支援センターの責任主体も市町村です。

厚労省は「利用者の意向や状態像を踏まえる」というものの、利用者の意向が必ず通るとは明言せず、意に反して保険サービスの対象外とされる可能性を否定していません。

こうなれば、要支援者が多く利用している、ホームヘルパーによる掃除・洗濯・調理などの生活援助の取り上げにつながります。

要支援者の介護サービス外しは行うべきではありませんが、市長のご所見をお示し下さい。

また、要支援者への介護サービスは、重度化を
防ぎ、高齢者の生活支援として、重要な役割を果
たしていますが、その役割について、認識をお示
し下さい。

医師の多忙化解消、医師確保について伺います。

先日、福山市医師会と福山市議会議員の懇談会が行われ、貴重な意見を聞くことができました。

福山の医療を支える重要な役割を担っていただいていることを改めて認識し、深く感謝を表明するものです。

同時に、医師不足や多忙化の状況は、市としても努力を強め、何としても、解決を図らなければと受け止めたところであります。

そこで、いくつか質問いたします。

夜間小児診療所の活用について

福山市における4基幹病院（中国中央、医療センター、鋼管病院、福山市民病院）の時間外患者受診者数は、休日30人から50人、平日15人から25人で、この人数は、夜間小児診療所の70%に上っているとのことでもあります。

一方、夜間小児診療所の利用数は減少傾向にあります。

4基幹病院を主治医としている患者は、夜間小児救急センターを活用しない傾向があり、医師の多忙化の要因の一つになっています。

4 基幹病院は、本来の2次救急に専念できることが必要であり、夜間小児救急センターをもっと活用してほしいとの声をうかがいました。

役割分担が、十分に機能していない状態は、他の自治体でも問題となっており、基幹病院の医師の負担を軽減するためにも、有効な対策が必要です。

市民へのPRに力を入れることが必要と思量するものです。

例えば、市民病院の付近に案内看板を設置する。子どもの出産時に、夜間小児診療所の電話番号がよくわかるシールを普及するなどを提案するものですが、PRについてご所見をお示しくください。

成人夜間救急診療所の開設について

慢性的医師不足のもと、中でも広島県東部は、全国平均よりも、広島県平均よりも人口当たりの医師数が少なく、高齢化も進み、福山の夜間救急医療体制は、危機的な状態にあるとのことであります。

福山市民病院には、2009年度で7600人が救急外来受診をしていますが、

その内約5100人、66・9%は入院を要しない初期救急患者で、2次、3次救急が必要で入院した患者は約2400人とのことであります。

2次救急病院へ軽症患者が多く受診することは、救急病院の負担となっています。特に夜間の、1次救急については、成人夜間救急診療所を開設し、役割分担を図ることが急務です。

福山市は、新年度予算に（仮称）救急支援診療所整備事業費 **2億8293万7000円**を計上しました。早期開設を期待するものですが、今後のスケジュールを明らかにしてください。また、市民への **PR** をどのように図るのかお示してください。

福山市の医師確保について

医師不足や医師の多忙化を解消するためには、医師確保が抜本的な解決策であります。

産科医をはじめ、小児科医、救命救急医の不足解消が焦眉の課題となっています。

福山市の積極的な医師確保策として、従来から、福山市で働けば、返還を免除する奨学金制度の創設を求めて来ました。

すでに、各地では、取り組みが進められています。福山市の具体化について、見解をお示しく下さい。

国民健康保険について

2011年度国民健康保険特別会計予算方針で、後期高齢者支援金を1人あたり、2064円、介護納付金課税額の1701円増額の方角が出されています。

国保加入者は、年金の引き下げ、デフレによる景気の後退などでますますくらしが大変になっています。

我が党の志位委員長が、国会で国保税が所得の1割を超える負担となっている事実を様々な自治体の例をあげ、菅首相の認識を質しました。

菅首相は、「所得300万円に対して10%をかなり超える負担は、負担感としては、かなり重い。そういう感じはいたします。」と答えています。

国保税が高い根本には、国による国庫負担金引き下げがあります。

国に対し負担金の増額を求めると同時に市として一般会計からの繰り入れを増やし、国保税を引き下げをを求めるものです。ご所見をお示しください。

資格証明書について伺います。

資格証明書は、1月末時点で963世帯に発行されています。

厚生労働省の発表では、2009年度の保険料納付率が全国平均で**88.1%**となり、初めて90%台を割り込んだ2008年度をさらに0.34%割り込んでいるとの事です。

国保税を払いたくても払えない世帯は広がっています。

全国では、資格証明書発行が義務化されてからも、資格証明書を発行していない自治体があります。

広島市では、「悪質だという事情をつかんだ場合のみ発行する」との立場で、資格証明書を発行していません。

福山も、資格証明書を発行しないことを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

一部負担金の減免について伺います。

1月19日仙台高裁秋田支部で秋田県仙北市の健康保険一部負担金の減免をめぐる控訴審の判決の言い渡しが行われました。

判決では、仙北市の一部負担金の減免基準で所得2分の1以上減少と限定していることを「合理性は認めがたい」とし、一部負担金の可否判断について、「生活保護基準を目安とすることが合理的だ」と踏み込んでいます。

福山市も、新年度から国の一部負担金の減免基準に基づき、対応するよう準備しているとの事です。具体的な内容をお示しく下さい。通院についても、減免を行うことを求めます。ご所見をお示しく下さい。

保育行政について伺います。

児童福祉法に基づく現在の保育制度は、これまでの本会議でも市長が答弁したように、福山市の実施責任の下、児童の福祉向上と保護者の就労支援に大きな役割を果たしています。

現在、政府は、現行保育制度の大幅見直しを行い、「子ども子育て新システム」を導入しようとしています。これは、保育の産業化を促し、これまで築いてきた福山市の保育制度の大幅後退につながります。

「新システム」は、親が働く時間の長さに応じて、利用できる保育時間を認定します。

所得に応じた応能負担から、応益負担となるため、保育を利用した長さに応じた負担となります。

例えば、親が週3日、一日6時間のパートに行っている場合の必要度が認定されたとすると、それを超えた時間の保育料は全額自己負担となります。

収入が低い人、働く時間の短い人に重い負担がかかり、負担増となります。

また、現在は、児童福祉法に基づき、自治体の責任で「保育に欠ける」子どもを入園させる仕組みですが、「新システム」は、親が自分で探して、直接、保育所と契約を結ぶことになります。

こうなると、保育所側が、経営安定のために「長時間の子」や「手のかからない子」を選ぶようになり、障害のある子どもの排除も危惧されます。

保育所は、ただの「託児施設」ではなく、子どもの『生活の場』『発達・成長の場』など、児童福祉向上の施設です。

しかし、「新システム」では、『利用に応じてお金がかかる場』『契約に応じて利用する場』となるため、保育時間がまちまちになり、毎日の散歩や行事などにも制約が生まれ、保育の質が下がることも懸念されます。

さらに、「新システム」は、保育所の収入が、日々の子どもの登園に応じたものとなるため、保育所の経営も不安定となり、職員の短時間パートなどによる、時間ごとの配置とならざるを得ません。

そのため、保育職員のパート化や非正規化などが進み、労働条件の悪化も避けられません。

これらの制度の改悪は、職員にとっても子どもを預ける親にとっても、子どもにとっても、重大な影響を与えます。

政府は「待機児童解消のため」との理由で、「新システム」を導入しようとしていますが、政府に対し、「子ども子育て新システム」の導入を、やめるよう強く要望することを求めます。

さらに、児童福祉法に基づく保育制度を堅持することを求めます。

以上についてお答え下さい。

母子家庭支援策について伺います。

福山市は、2月21日の民生福祉委員会で、柳津町にある母子生活支援施設、松永寮を休止する、との方針を示しました。

この施設は生活支援や、居場所となっており、母子家庭が増加傾向にある中、かけがえのない役割を果たしています。

民生福祉委員会で答弁では、今後について「再開の可能性はないこともない」とのことですが、老朽化が進む建物を整備し、セーフティーネットとして機能を充実、拡充することこそ求められます。

ご所見をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

商工・労働行政について

住宅リフォーム助成制度について伺います。

広島県が新年度から、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象にした、住宅リフォームへの助成を始めます。工事費の**10%**、最大**10**万円を補助し、**300**件まで、としています。

湯崎知事は、わが党の辻県議の一般質問に答え、経済波及効果は、「事業費**3000**万円に対し**3**億円」と述べ、**10**倍の波及効果がある、との見解を示しました。

わが党は、広島県に対し、潜在需要を呼び起こすためにも、工事対象をより広くし、活用しやすい制度とするよう求めたところではあります。

1月**28**日、参院本会議で、わが党の市田書記局長が行った代表質問で、自治体が行っている住宅リフォーム助成制度に国の支援を求めました。

それに対し、菅首相は「社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していく」と答弁しました。

これらの制度を大いに活用し、この機に、福山市として、「仕事が欲しい」という中小業者の声にこたえるためにも、一般世帯向けの住宅リフォーム助成制度を独自につくってはいかがでしょうか。ご所見をお示しくください。

障害者雇用奨励事業について

福山市は、国の障害者雇用助成金支給期間の満了後、18ヶ月間継続して雇用する場合、1人月額3万円を12カ月分支給する雇用奨励事業を実施しています。

障害者の雇用に資する施策ですが、雇用奨励期間過ぎると、障害者が働きにくい職場環境となったり、解雇される実態もあると仄聞します。

障害者の職場や職業適応は、長期にわたることを配慮する必要があります。

雇用者や他の労働者の、障害に対する理解や人間関係の築き方などの研修なども必要であります。

国に対しては雇用奨励金支給期間の延長を求め、福山市としても、支給期間の延長を行うことを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

発達障害者の居場所作りと働く場の確保について

一昨年末、大企業の派遣切り問題が起こり、福山市でも、これまで4回の派遣村で就労相談などが取り組まれてきました。

今日、リストラや派遣切りへの相談は、一定おさまってきた。

しかし、相談者の就労に関して浮かび上がってきた問題に、うつ病やひきこもり、社会不適應や発達障害などの青年の働く場の保障や居場所づくりがあります。

福祉労働の場や居場所づくりについて、労政課や福祉部門など、関係する全ての部課が連携して、調査・研究し、同じ悩みを持つ者の居場所づくり、ニートやひきこもり、発達障害者の社会参加と就労支援事業を行うことを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

農林・水産行政について

T P P 問題について伺います。

T P P 参加の影響について、農水省によると、関税撤廃によって国内農林水産業に与える影響は甚大で、食糧自給率は現在の40%から13%にまで低下すると試算しています。

農水省試算データをもとに計算すると、

- Ⅰ 農林水産物の生産減少額は4兆5千億円程度、
 - Ⅰ 農業の多面的機能の喪失額は3兆7千億円程度、
 - Ⅰ 農林水産業及び関連産業への影響は8兆4千億円程度、
 - Ⅰ 就業機会の減少は350万人程度、
- とのことであります。

その他労働市場の開放や公共事業入札への海外企業の進出、国内制度の規制緩和や撤廃など、幅広い分野が交渉されることとなり、日本の仕組みや基準、日本の将来のくらしが一変しかねません。

また、J A 広島によると、県内農業算出額は、平成20年度の1073億円から46・6%、500億円に減少すると試算しています。

福山市は農業振興として、地産地消、福山ブランドづくりに力を入れてきたところですが、これらが根幹から吹き飛ぶ事態が予測されます。

T P P 参加の影響について、福山市も、農林水産業をはじめ、J A との懇談会や共同調査を行い、福山市の農林水産業及び関連産業への影響を、試算することを求めるものです。

同時に、福山市として、国に T P P 参加を取りやめるよう、要望することを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

教育行政について

普通教室へのクーラー設置について伺います。

新年度、教室環境改善事業として、普通教室や特別支援学級に扇風機が配置される運びとなりました。

扇風機は一括購入ではなく、学校別、地域別購入で、地元の中小業者に分離発注することを求めるものです。

また、扇風機は暑さをしのぐ一助となるものですが、猛暑の時、高温の空気を体に当てることで、熱中症を発症すると言われていています。

体温調節のできにくい児童・生徒には、クーラー設備が必要です。

特別支援学級を優先して設置すること、計画的に全ての普通教室にクーラーを設置することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

教職員の健康管理と多忙化解消について

文科省のまとめでは、広島県内の2009年度、精神疾患で休職した教員は172人、8・6パーミルにあたり、全国ワースト4位であります。

共済組合中国中央病院精神科には、常時約40人の教職員が通院し、この7割近くは不眠やめまい、腰痛など「ストレス関連障害」の診断と報じています。

市教育委員会は、この事態をどのように受け止めているのか、認識をお示しくください。

「事務作業や雑務の増加の一方、授業準備や教材研究の時間が減っている」「校長の職務権限強化の下、細かいチェックや指示が増え、精神的に苦しい」との教職員の声も聞くところです。

また、一番の喜びである、子ども達と接するゆとりや意欲もそがれていること、などが共通して語られています。

何よりも、先生方が、元気に、意欲を持って子どもの教育にあたれる環境作りが急務です。

Ⅰ 小中全ての学級で少人数学級を早期に実現するよう、計画を明らかにすること。

- Ⅰ 定数内臨時教職員の配置を解消し、正規教職員の配置を進めること。
- Ⅰ 教材研究や授業準備の時間を、しっかり確保すること。
- Ⅰ 教職員集団が一致団結して、児童生徒の教育課題に取り組めるよう、学校評価制度や個人評価制度を廃止し、教職員の自主性を尊重し、明るく自由な雰囲気職場環境づくりを進めること。
- Ⅰ 教職員の超過勤務の実態を把握し、作業量の適正化、仕事量の削減を具体化すること。

以上それぞれについての見解をお示しくください。

35人学級の実現について

文部科学省は、新年度から小学校1・2年生を35人以下学級にすると計画していましたが、政府予算案では1年生だけとなりました。

小学校2年生まで35人以下学級を実施するためには、さらに93億円が必要だとして、財源を理由に見送ったとのことです。

しかし、世界の大半は25人学級であり、米軍基地内の小学校は、1年生から3年生まで、18人学級です。何の義務も条約もない米軍への思いやり予算1858億円の一部を削るだけで、93億円を確保することは、可能です。

国に対し、日本の子どもこそ、責任を持って、大切に教育するよう、計画どおり、小学校2年生まで、少人数学級とすることを強く求めて下さい。

また、広島県のはばたきプランを拡充し、全ての小学校で、2年生まで少人数学級とすることを要望すること、

市長公約の実施として、新年度少なくとも小学校2年生までの少人数学級を実現することを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

建設・都市行政

幹線道路建設問題

交通政策の転換について伺います。

いま、長寿社会到来による移動制約者の著しい増加、石油価格の高騰や枯渇、地球温暖化防止や低炭素社会への迅速な対応などから、これまでの自動車依存型から脱却の方向へと大きな転換が始まっています。

これまでの自動車偏重の政策から、持続可能な公共交通の維持・発展に転換していく試みです。

新たな方向を示す上で、交通権を保障する交通基本法が必要となります。

同法の基本理念は、憲法にうたわれている、基本的人権を具体的に実現するために、すべての国民は社会で移動する権利・交通権を有するものであり、国及び地方自治体に移動権・交通権を保障する責務があるというものです。

しかし、交通法案検討小委員会は「交通基本法案の立案における基本的な論点について」で「移動権」「移動権の保障」の規定を時期尚早として明記しない方向を示しています。

この課題は、待ったなしとなっており、国に対し交通基本法案の早期成立と、移動権・交通権の規定の明記を求めてください。ご所見をお示しく
ださい。

現在福山市では、福山都市圏交通円滑化総合計画を策定し **2008** 年度からの **5** 年計画を決定しました。

この中には、交通需要マネジメント・マルチモーダル施策を組み合わせて総合的な対策を進め、都市交通の円滑化を図り、交通渋滞と道路環境改善の方向が示されています。

自転車ネットワークをつくるサイクルロードの整備、レンタサイクルなど自転車使用増加策を促進し、自動車の利用を抑制、地球温暖化対策を推進するものです。

現在電動アシスト自転車購入に補助を行う自治体も増えています。

尾道市では、新年度電動アシスト自転車の購入に1人 **1** 万円を **50** 人まで補助する方針との事です。

福山市でも、電動アシスト自転車購入への補助を行うことを求めるものです。ご所見を伺います。

PM2.5について伺います。

新年度、福山市は発がん物質である微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が制定されたことにより、国のモニタリング試行事業と合わせて、大気測定局で質量濃度の自動測定による常時監視を行うことになりました。

PM2.5が基準値を超えた場合の固定発生源や移動発生源に対する対策や規制強化が必要となります。

そのための基準作りを、国に対し求めること。さらに、環境影響評価の項目にPM2.5を加えるとともに、

福山道路など6路線のアセスメントの再評価を行うことを求めるものです。

以上についてお示しくください。

山手赤坂線について

山手、津之郷住民の生活道路である県道御幸松永線は、国道 2 号線から流入するバイパス的な活用で、朝夕混雑をしています。

車の離合や自転車の安全な通行などのため、部分拡幅や車の離合地確保が地元からも要望されてきました。

福山市は、山手赤坂線と福山西環状線の整備を一体的に進めようとしています。重要路線と位置付けられているとのことですが、住民の第 1 の願いは、生活道路の充実です。

住民は、御幸松永線の整備が進まないため、生活道路としての山手赤坂線の整備に期待をかけようとしています。

この道路が幅員 16 メートル、用地取得幅員 20 メートルの規模であることについて、驚いています。

「具体的な道路の規格の説明は受けていない」
「こんな大きな道路が建設されれば、国道 2 号線から、もっと多くの自動車が流入して、騒音や大気汚染がさらにひどくなる」

「便利になればと思ったが、道路を横断するのも、年寄りにとっては大仕事になる」

「津之郷に、これ以上道路はいらない」
などの混乱が起きています。

山手赤坂線の計画について、改めて住民に広く説明をするべきではありませんか。ご所見をお示しくください。

また、立ち退きを迫られる家屋は約 **30** 軒とのことですが、賛同は得られているのかどうか、地権者同意についての説明を求めます。

同地域の住民は、環境悪化を懸念しています。山手赤坂線の建設については、市として環境アセスメントを実施することを求めるものです。

以上それぞれについての回答を求めます。

川南土地区画整理事業について

3月1日、「住み良い郷土を造る会」が、湯崎県知事に対し、当事業の白紙撤回を求める要望書と、その趣旨に賛同する署名を提出しました。

この日提出された反対署名は148人で、地権者252人の58.7%です。

福山市は、「反対は2割から3割」と強弁してきました。その根拠として、推進する会が2009年9月に実施したハガキアンケートの回答をもとに、

「趣旨に賛同する」「事業を進めてほしい」

「一任する」「成り行きに任せる」

「行政から説明してほしい」の5項目に回答した総数が183あり、7割が賛成と判断した、というものです。

このハガキアンケートの項目は、地権者の賛成か反対かの意見を正確に集約できるものではなく、根拠とはなりません。

また、福山市は「昨年末、全地権者に配布した『区画整理Q&A』に対する『意見・要望・質問票』が約100通返送され、50～60通が反対意見であった。それは全地権者の約2、3割にあたる」旨、述べています。

これは、返送しなかったものは賛成とみなすという、きわめて恣意的な判断であり、許されません。

返送された意見書の50～60%が反対意見であったというのが客観的な事実です。

この度の全地権者約6割をしめる反対署名の提出により、「多くの地権者の賛同」との市の説明の根拠は崩れました。当事業の地権者合意は形成されておられません。

ところが、広島県は、従来約150ヘクタールとしていた当事業区域を約27ヘクタールに縮小する都市計画決定変更案の縦覧を、3月3日から開始し、あわせて、福山市は、事業計画案の縦覧を3月22日から実施することとしました。

縦覧の強行は、断じて認められません。

現在実施している県の縦覧を中止するよう求めること、市の縦覧決定は取り消すことを求めます。

そして、住民の納得が得られない当事業は白紙撤回することを強く求めるものです。

市長のご所見をお示しくください。

伏見町地区市街地再開発事業について伺います。

同町の事業について、計画の概要が都市整備特別委員会に示されましたが、北地区は、マンションやホテル、駐車場や商業施設などで、事業費は約 84 億円とのことでした。

国勢調査の速報値では、広島県の人口も減少傾向にあり、景気の本格回復も先行き見通しが暗い状態です。

東桜町の再開発事業は、マンションやホテル、テナント入居が主体で、伏見町の計画も同様です。そのため、伏見町の住民らからは、「東桜町と競合するのではないか」「身の丈にあったものとは程遠い」との不安や疑問の声も聞かれます。

同計画は、これまでの 327 億円もの事業費と比べ縮小されてはいますが、それでも「とても大きい」「福山城からの町並みが活かされる計画にしてほしい」との意見や声が聞かれました。

都市整備特別委員会では、「今後、住民意見を取り入れる」との答弁でしたが、全地権者の声に真摯に耳を傾け、地権者意見に基づいた計画を作るべきです。

今計画案は、再開発ビル内にホテルの建設を行うものですが、福山駅周辺地域には、18の宿泊施設があり、収容人数は2300人分を超えています。

そのため、駅周辺では競争が激化し、「価格競争が過熱している」とも言われます。

マンションも、供給過剰状態であり、これ以上のホテルやマンションの誘致は、必要ないと、思量されます。

マンションやホテルを核とした現計画は取りやめ、福山城の遺構を生かすなど、福山の顔にふさわしい計画となるよう、幅広い市民の意見を取り入れることを求めます。

以上についてお答え下さい。

輛のまちづくりについて伺います。

福山市はこれまで、埋立架橋計画を推進する理由の一つとして、下水道工事迂回のための代替路が必要だとの説明をしてきました。

しかし、町内の下水道工事は、工法を工夫すれば、架橋のような迂回路を設置しなくても技術的に可能だと言うことが、住民協議会の中で明らかになりました。

現状で、推進工法や開削工法等を、出来るだけ近隣住民への騒音などの負担軽減措置を行った上で工事を行ったとしても、工期は5カ月から7カ月と言われ、10年以上もかかる架橋建設よりもはるかに効率的です。

また、合併浄化槽の設置を促進することも有効な手段です。

これらの事により、埋め立て架橋計画を推進する根拠が、一つなくなるではありませんか。

ご所見をお示し下さい。

輛架橋計画をめぐる免許差止め訴訟について、市長は、総体説明の中で、「控訴審の対応について速やかに適切な判断を示すべき」と述べられています。

裁判の補助参加の立場でしかない福山市は、県が行っている、住民協議会を見守るべきであり、市として出来る住環境整備を、早急に進めるべきです。

新年度予算には、鞆港埋立て架橋関連事業として、養浜港の整備予算4953万6千円を計上していますが、これは、生活環境を整備する予算に活用することを求めます。

以上についてお答え下さい。

最後に、人権同和行政について伺います。

我が党は、同和行政の完全終結を実現するために、運動団体の特別扱いを行うことは止めるべきであると提唱してきたところでもあります。

ところが、今年度も、部落解放同盟福山市協議会への団体補助金 **240** 万円が計上されています。

また、人権交流センター内へ部落解放同盟福山市協議会の事務所を無償提供している事態も解消されておられません。

現在 **35** 館あったコミュニティセンター、コミュニティ館は、その内 **17** 箇所を目的がえし、本年 **4** 月 **1** 日から **18** 箇所となります。

昨年 **12** 月 **10** 日の総務委員会答弁では、「今後も引き続き、社会福祉法に規定する隣保館としてあらゆる人権課題解決のための事業を行う」としています。

また、条例から削除した施設については、今後、「センターに集約し、そのエリアも含め、コミュニティセンター・生涯学習センターで、一体的にこれまでやっていた事業をさらに充実する」旨、述べています。

これは、人権同和行政の拠点として機能強化をはかる方向ともうかがえます。

そもそも、すでに役割を終えた同和行政は、完全に終結させ、国民融合をすすめることが肝要です。遅れた認識などの問題は、基本的人権の確立を目指す、人権施策全般の中で解決するべきであります。

以下のことを求めます。

1. 部落解放同盟福山市協議会への団体補助金を廃止すること。

1. 人権交流センター内の部落解放同盟福山市協議会事務所の無償貸与は、速やかに解消すること。

1. 人権啓発学習は、開催するか、しないかも含め、あくまでも自主的な取り組みとし、おしつけの人権啓発活動は行わないこと。

1. コミュニティセンターは、残り18館についても、市民の要望が強い、児童館や福祉施設としての活用を具体化するとともに、市民全体の幅広い活用を図ること。

以上についてお答えください。